

令和8年第4回春日井市議会定例会

附属資料

目 次

I	令和8年第4回春日井市議会定例会提出議案	2
1	補正予算	
2	条例案	
3	一般議案	
4	報告	
II	条例案の要旨	4
III	一般議案の要旨	9
IV	令和8年度補正予算の概要	12
V	報告の要旨	13
VI	補足資料	19

I 令和8年第4回春日井市議会定例会提出議案

1 補正予算

第58号議案 令和8年度春日井市一般会計補正予算（第1号）

2 条例案

第59号議案 春日井市附属機関設置条例の一部を改正する条例について

第60号議案 春日井市社会福祉施設条例等の一部を改正する条例について

第61号議案 春日井市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例及び春日井市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

第62号議案 春日井市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

第63号議案 春日井市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について

第64号議案 春日井市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

第65号議案 春日井市市税条例の一部を改正する条例について

第66号議案 春日井市市民活動支援センター条例の一部を改正する条例について

第67号議案 春日井市屋外スポーツ施設条例について

第68号議案 春日井市子ども屋内遊び場条例の一部を改正する条例について

第69号議案 春日井市私立高等学校授業料の補助に関する条例を廃止する条例について

3 一般議案

第70号議案 勝川小学校リニューアル工事（建築）の請負契約について

第71号議案 勝川小学校リニューアル工事（電気）の請負契約について

第72号議案 勝川小学校リニューアル工事（機械）の請負契約について

第73号議案 中部中学校校舎増築工事（建築）の請負契約について

第74号議案 中部中学校校舎増築工事（電気）の請負契約について

第75号議案 西部中学校リニューアル工事（建築）の請負契約について

第76号議案 西部中学校リニューアル工事（電気）の請負契約について

第77号議案 西部中学校リニューアル工事（機械）の請負契約について

第78号議案 西部地区新調理場予定地整備工事の請負契約について

第79号議案 クリーンセンター第2工場プラント設備オーバーホールの請負契約について

第80号議案 落合公園再整備工事の請負契約について

第81号議案 消防自動車の取得について

第82号議案 塵芥収集車の取得について

- 第83号議案 小旋回型油圧ショベルの取得について
 第84号議案 和解について

4 報告

- 報告第2号 令和7年度春日井市一般会計継続費の逓次繰越しについて
 報告第3号 令和7年度春日井市一般会計繰越明許費の繰越しについて
 報告第4号 令和7年度春日井市春日井インター北企業用地整備事業特別会計繰越明許費の繰越しについて
 報告第5号 令和7年度春日井市春日井市民病院事業会計継続費の逓次繰越しについて
 報告第6号 令和7年度春日井市水道事業会計継続費の逓次繰越しについて
 報告第7号 令和7年度春日井市公共下水道事業会計継続費の逓次繰越しについて
 報告第8号 令和7年度春日井市水道事業会計予算の繰越しについて
 報告第9号 令和7年度春日井市公共下水道事業会計予算の繰越しについて
 報告第10号 契約金額の変更に関する専決処分について
 報告第11号 損害賠償の額の決定に関する専決処分について
 報告第12号 令和8年度春日井市土地開発公社の経営状況について
 報告第13号 令和8年度公益財団法人かすがい市民文化財団の経営状況について
 報告第14号 令和8年度公益財団法人春日井市スポーツ・ふれあい財団の経営状況について
 報告第15号 令和8年度公益財団法人春日井市健康管理事業団の経営状況について
 報告第16号 令和8年度公益財団法人春日井市食育推進給食会の経営状況について
 報告第17号 令和8年度勝川開発株式会社の経営状況について
 報告第18号 令和8年度高蔵寺まちづくり株式会社の経営状況について

補正予算	1 件
条 例 案	11 件
一般議案	15 件
小 計	27 件
報 告	17 件
合 計	44 件

II 条例案の要旨

第59号議案

春日井市附属機関設置条例の一部を改正する条例について

- 1 総合的な福祉拠点の整備及び運営に係る事業者の選定等に関する審議を行うための附属機関として、令和10年3月31日までの間、総合的な福祉拠点整備運営事業者選定委員会を設置するもの（別表関係）
- 2 人・農地プラン検討会及び西部地区新調理場整備運営事業者選定委員会を廃止するもの（別表関係）
- 3 総合的な福祉拠点整備運営事業者選定委員会委員の報酬を日額21,200円とするもの（特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例別表関係）
- 4 施行日 公布の日

第60号議案

春日井市社会福祉施設条例等の一部を改正する条例について

- 1 次に掲げる条例に係る施設（以下「施設」という。）の使用料等を改定するもの
 - (1) 春日井市社会福祉施設条例
 - (2) 春日井市福祉の里条例
 - (3) 春日井市福祉文化体育館条例
 - (4) 春日井市文芸館条例
 - (5) 春日井市東部市民センター条例
 - (6) 春日井市ふれあいセンター条例
 - (7) 春日井市民会館条例
 - (8) グリーンパレス春日井条例
 - (9) 春日井市青少年女性センター条例
 - (10) 春日井市高蔵寺まなびと交流センター条例
 - (11) 春日井市西藤山台運動交流ひろば条例
 - (12) 春日井市ふれあい農業公園条例
 - (13) 春日井市朝宮公園条例
 - (14) 春日井市勝川駅前公営施設条例
 - (15) 春日井市都市緑化植物園条例
 - (16) 春日井市立公園条例
 - (17) 春日井市健康管理施設条例
 - (18) 春日井市立公民館の設置及び管理に関する条例
 - (19) 春日井市道風記念館条例
 - (20) 春日井市体育館条例
 - (21) 春日井市温水プール条例
 - (22) 春日井市民球場条例
 - (23) 春日井市青年の家条例
 - (24) 春日井市少年自然の家条例

- 2 営利を目的とする場合の施設の使用料の額を設けるもの
- 3 市内に在住、在勤又は在学しない者が使用する場合の施設の使用料の額を設けるもの
- 4 その他施設に係る所要の規定を整備するもの
- 5 施行日 1 (1)－(3)、(6)、(9)－(13)、(15)－(18)、(20)－(23) 令和9年1月1日
1 (4)、(5)、(8)、(14)、(19)、(24) 令和9年4月1日
1 (7) 令和9年10月1日

第61号議案

春日井市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例及び春日井市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

- 1 地方自治法の一部改正（令和6年法律第65号。令和8年9月24日施行）に伴い、次の条例の規定を整備するもの
 - (1) 春日井市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例
 - (2) 春日井市病院事業の設置等に関する条例
- 2 施行日 令和8年9月24日

第62号議案

春日井市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

- 1 国家公務員の災害応急作業等手当の改定に準じ、特殊勤務手当としての危険手当の額を次のとおり改定するもの（別表第4関係）

区分		現行	改正案
正規の勤務時間外における災害警戒本部又は災害対策本部による災害対策業務	屋外での作業を含む業務	日額1,080円 (深夜 日額1,620円)	日額1,440円 (深夜 日額2,160円)
	上記以外の業務	日額710円 (深夜 日額1,065円)	日額950円 (深夜 日額1,425円)
市の区域外に派遣されて行う災害対策業務		日額2,160円 (深夜 日額3,240円)	日額2,880円 (深夜 日額4,320円)

(深夜：午後10時から翌日午前5時まで)

- 2 施行日 公布の日

第63号議案

春日井市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について

- 1 国家公務員等の旅費支給規程の一部改正（令和8年財務省令第3号。令和8年4月1日施行）に準じ、市長等以外の職員の宿泊費基準額を21,000円（現行19,000円）とするもの（第17条関係）
- 2 施行日 公布の日

第64号議案

春日井市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

- 1 非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正（令和8年政令第10号。令和8年4月1日施行）に伴い、次のとおり改定するもの（第5条、別表関係）

- (1) 損害補償の補償基礎額を引き上げるもの
ア 非常勤消防団員

階級	勤務年数	金額	
		現行	改正案
団長及び副団長	10年未満	12,900円	13,340円
	10年以上20年未満	13,700円	14,170円
	20年以上	14,500円	15,000円
分団長及び副分団長	10年未満	11,300円	11,670円
	10年以上20年未満	12,100円	12,500円
	20年以上	12,900円	13,340円
団員	10年未満	9,700円	10,000円
	10年以上20年未満	10,500円	10,840円
	20年以上	11,300円	11,670円

- イ 消防作業従事者等 最低額 10,000円（現行 9,700円）
最高額 15,000円（現行 14,500円）

- (2) 扶養親族である配偶者についての補償基礎額の加算額を廃止し、22歳までの子のある場合における加算額を433円（現行 383円）とするもの
- 2 非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正（令和8年政令第179号。令和8年5月27日施行）に伴い、葬祭補償の定額部分の額を330,000円（現行 315,000円）とするもの（第18条関係）
- 3 施行日 公布の日

第65号議案

春日井市市税条例の一部を改正する条例について

- 1 地方税法の一部改正（令和8年法律第2号。令和8年4月1日等施行）に伴い、規定を整備するもの
- (1) 個人の市民税
- ア 公的年金等受給者に係る扶養親族等申告書の提出義務者について、所得税法の規定による提出義務がない者であっても、市民税の算定に必要な情報が得られるよう提出義務者の範囲を拡大するもの（第34条の3の3関係）
- イ 住宅借入金等特別税額控除の適用期限を令和25年度まで（現行 令和20年度まで）延長するもの（附則第7条の3の2関係）
- (2) 固定資産税
- ア 免税点について、家屋を300,000円（現行 200,000円）、償却資産を1,800,000円（現行 1,500,000円）に引き上げるもの（第58条関係）

イ 太陽光発電設備等に係る課税標準の特例率を拡充するもの
 (附則第10条の2 関係)

- 2 施行日 (2)イ 公布の日
 (1) 令和9年1月1日
 (2)ア 令和9年4月1日

第66号議案

春日井市市民活動支援センター条例の一部を改正する条例について

- 1 市民活動支援センターの管理の業務を指定管理者に行わせることができることとするもの(第5条の2—第5条の4、第9条の2、第11条の3 関係)
 2 使用料について次のとおり規定を整備するもの(第9条、別表関係)
 (1) 次のとおり使用料の額を改定するもの

区分	現行			改正案		
	午前	午後	夜間	午前	午後	夜間
第1集会室	3,300円	4,500円	4,500円	4,100円	5,500円	5,500円
第2集会室	1,600円	2,100円	2,100円	2,000円	2,700円	2,700円
第3集会室	1,600円	2,100円	2,100円	2,000円	2,700円	2,700円
第4集会室	1,200円	1,600円	1,600円	1,600円	2,100円	2,100円
第5集会室	1,300円	1,700円	1,700円	1,600円	2,100円	2,100円
第6集会室	1,600円	2,100円	2,100円	2,000円	2,600円	2,600円

- (2) 営利を目的とする場合の施設の使用料の額を3を乗じて得た額とするもの
 (3) 市内に在住、在勤又は在学しない者が使用する場合の施設の使用料の額を2を乗じて得た額とするもの
 (4) その他施設に係る所要の規定を整備するもの
 3 施行日 2 令和9年1月1日
 1 令和9年4月1日

第67号議案

春日井市屋外スポーツ施設条例について

- 1 グラウンド及び運動広場を屋外スポーツ施設として位置付け、次のとおり規定を整備するもの
 (1) スポーツの振興並びに市民の体力及び健康の増進に資するため、屋外スポーツ施設を置くこととするもの(第2条 関係)
 (2) 次のとおり屋外スポーツ施設の名称及び位置を定めるもの(第3条、別表 関係)

名称	位置
松河戸グラウンド	春日井市松河戸町地内(庄内川河川敷)
牛山運動広場	春日井市牛山町3180番地
上田楽運動広場	春日井市上田楽町1958番地1

熊野グラウンド	春日井市熊野町地内（庄内川河川敷）
上条グラウンド	春日井市上条町9丁目地内（庄内川河川敷）
白山運動広場	春日井市白山町6丁目4番地2
高蔵寺運動広場	春日井市高蔵寺町2丁目地内（庄内川河川敷）
前高グラウンド	春日井市西高山町2丁目11番地

(3) 施設利用に係る遵守事項等所要の規定の整備を行うもの

2 施行日 公布の日

第68号議案

春日井市子ども屋内遊び場条例の一部を改正する条例について

1 施設使用料を次のとおりとするもの（第11条関係）

区分		使用料（1人1回につき）	
		現行	改正案
保護者	市内に住所を有する者	—	200円
	上記以外の者		400円
小学生及び未就学児（3歳に達した日以後の最初の4月1日から小学校就学の始期に達するまで）		100円	—

2 施行日 令和9年1月1日

第69号議案

春日井市私立高等学校授業料の補助に関する条例を廃止する条例について

1 高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部改正（令和8年法律第8号。令和8年4月1日施行）等に伴い、廃止するもの

2 施行日 公布の日

Ⅲ 一般議案の要旨

第70号議案

勝川小学校リニューアル工事（建築）の請負契約について

- 1 契約金額 1,579,916,800円
- 2 契約の相手方 名古屋市中区栄二丁目15番6号
栗本建設工業株式会社名古屋支店

第71号議案

勝川小学校リニューアル工事（電気）の請負契約について

- 1 契約金額 319,836,000円
- 2 契約の相手方 春日井市細木町2丁目118番地
株式会社ACT-1

第72号議案

勝川小学校リニューアル工事（機械）の請負契約について

- 1 契約金額 514,800,000円
- 2 契約の相手方 春日井市妙慶町2丁目119番地
株式会社本間工業

第73号議案

中部中学校校舎増築工事（建築）の請負契約について

- 1 契約金額 536,800,000円
- 2 契約の相手方 春日井市庄名町字池下804番地1
株式会社服部工務店

第74号議案

中部中学校校舎増築工事（電気）の請負契約について

- 1 契約金額 171,347,000円
- 2 契約の相手方 春日井市鳥居松町5丁目57番地
春日井電気株式会社

第75号議案

西部中学校リニューアル工事（建築）の請負契約について

- 1 契約金額 1,886,899,300円
- 2 契約の相手方 春日井市鳥居松町5丁目75番地
株式会社高柳組

第76号議案

西部中学校リニューアル工事（電気）の請負契約について

- 1 契約金額 329,340,000円
- 2 契約の相手方 春日井市中野町2丁目2番地5
ヒダ電気株式会社

第77号議案

西部中学校リニューアル工事（機械）の請負契約について

- 1 契約金額 525,800,000円
- 2 契約の相手方 春日井市大泉寺町429番地1
株式会社Sunair

第78号議案

西部地区新調理場予定地整備工事の請負契約について

- 1 契約金額 242,551,100円
- 2 契約の相手方 春日井市高蔵寺町3丁目39番地
王春工業株式会社

第79号議案

クリーンセンター第2工場プラント設備オーバーホールの請負契約について

- 1 契約金額 220,000,000円
- 2 契約の相手方 名古屋市中村区名駅三丁目28番12号
JFEエンジニアリング株式会社名古屋支店

第80号議案

落合公園再整備工事の請負契約について

- 1 契約金額 1,858,450,000円
- 2 契約の相手方 松浦・成田・河口特定建設工事共同企業体
代表者 春日井市鳥居松町4丁目32番地
株式会社松浦組
構成員 春日井市八田町7丁目3番地1
株式会社成田組
構成員 春日井市篠木町1丁目40番地
河口建設株式会社

第81号議案

消防自動車の取得について

- 1 物品内容 災害対応特殊消防ポンプ自動車（2台）
- 2 取得価格 103,400,000円
- 3 契約の相手方 名古屋市中区上前津二丁目12番1号
日本機械工業株式会社名古屋営業所

第82号議案

塵芥収集車の取得について

- 1 物品内容 塵芥収集車（3t）3台、（2t）1台
- 2 取得価格 48,374,216円
- 3 契約の相手方 名古屋市中区千代田一丁目8番10号
バン自動車株式会社

第83号議案

小旋回型油圧ショベルの取得について

- 1 物品内容 小旋回型油圧ショベル
- 2 取得価格 20,772,400円
- 3 契約の相手方 名古屋市守山区鼓が丘一丁目117番地
日本キャタピラー合同会社名古屋北営業所

第84号議案

和解について

- 1 事件名 損害賠償請求事件
- 2 相手方 神奈川県川崎市高津区末長3丁目3番17号
株式会社ゼネラル
- 3 和解の内容 デジタル消防救急無線システム整備工事の請負契約において行われた不当な取引制限に係る損害賠償請求について、相手方は、市に対し、本件解決金として33,391,050円の支払義務があることを認めるもの

IV 令和8年度補正予算の概要

<一般会計>

(単位：千円)

款	内 容 等	金 額
第58号議案		
4 衛生費 70,000	感染症予防対策	70,000
合 計 70,000	財源内訳 繰入金 財政調整基金繰入金	70,000
	【繰越明許費の設定】 衛生プラント乾燥焼却設備修繕	42,000

V 報告の要旨

1 令和7年度繰越事業の報告

(1) 継続費の通次繰越し(地方自治法施行令第145条第1項)

(単位：円)

事業名	通次繰越額	左の財源内訳			
		国・県支出金	地方債	その他	一般財源
報告第2号 (一般会計)					
本庁舎東基幹的防災倉庫整備工事 令和7年度～令和8年度	34,900,000		31,400,000		3,500,000
クリーンセンター施設再整備 令和4年度～令和8年度	1,335,689,400		1,001,700,000		333,989,400
宮南橋架替工事 令和6年度～令和8年度	47,300,000		42,500,000		4,800,000
桜佐排水樋管撤去工事負担金 令和6年度～令和8年度	2,911,030				2,911,030
高蔵寺駅北口駅前広場等実施設計業務 令和7年度～令和8年度	92,000,000		69,000,000		23,000,000
名鉄春日井駅周辺整備 令和6年度～令和9年度	1,259,256,000	373,510,000	797,100,000		88,646,000
都市計画道路3・4・237 東山大泉寺線道路整備工事 令和7年度～令和9年度	16,526,000		14,800,000		1,726,000
味美小学校校舎等リニューアル工事 令和5年度～令和8年度	1,130,000,000	158,601,000	880,000,000		91,399,000
篠木小学校校舎等リニューアル工事 令和5年度～令和8年度	1,422,654,696	233,039,000	1,114,800,000		74,815,696
白山小学校校舎等リニューアル工事 令和6年度～令和9年度	1,451,217,812	263,270,000	1,155,000,000		32,947,812
柏原小学校校舎等リニューアル工事 設計業務 令和7年度～令和8年度	4,610,000				4,610,000

(単位：円)

事業名	通 繰 越 次 額	左の財源内訳			
		国・ 支 出 金	地 方 債	そ の 他	一 般 財 源
高座小学校校舎等リニューアル工事 設計業務 令和7年度～令和8年度	4,550,000				4,550,000
勝川小学校校舎等リニューアル工事 令和7年度～令和10年度	777,000,000	90,618,000	686,300,000		82,000
東部中学校校舎等リニューアル工事 令和5年度～令和8年度	899,625,526	98,730,000	678,600,000		122,295,526
西部中学校校舎等リニューアル工事 令和7年度～令和10年度	471,000,000	39,429,000	431,500,000		71,000
東部第1調理場蒸気配管改修(第2期) 工事 令和7年度～令和8年度	5,600,000		4,200,000		1,400,000

(2) 繰越明許費の繰越し(地方自治法施行令第146条第2項)

(単位：円)

事業名	繰 越 額	左の財源内訳			
		国・ 支 出 金	地 方 債	そ の 他	一 般 財 源
報告第3号 (一般会計)					
基幹系住民情報システム標準化業務	199,980,000			199,980,000	
歳入金管理システム改修業務	528,000			528,000	
食料品等物価高騰対策支援事業	116,941,511	116,941,511			
コンビニ交付システム(所得課税 証明書)改修業務	2,200,000			2,200,000	
コンビニ交付システム(住民票等) 改修業務	5,104,000			5,104,000	
戸籍システム改修業務	17,094,000	13,464,000			3,630,000
老人福祉施設整備等補助	23,020,000	23,020,000			
物価高対応子育て応援手当	32,210,468	32,210,468			

(単位：円)

事業名	繰越額	左の財源内訳			
		国・県 支出金	地方債	その他	一般財源
健康管理システム改修業務	13,409,000			13,409,000	
北尾張中央道公共補償用地購入	23,645,675			23,645,675	
熊野桜佐土地区画整理事業	207,947,000	85,807,500	76,800,000		45,339,500
西部第一土地区画整理事業	109,670,000	54,835,000	49,300,000		5,535,000
西部第二土地区画整理事業	65,230,000	32,615,000	29,300,000		3,315,000
都市構造再編集中支援事業	141,800,000	67,515,000	60,800,000		13,485,000
都市計画道路鷹来線用地購入	28,969,558		26,000,000		2,969,558
下水道管理システム改修に伴う負担金	8,283,000			8,283,000	
高機能指令システム改修業務	5,412,000			5,412,000	
味美小学校外35校体育館等空調設備 設置工事	2,580,000,000	939,880,000	1,636,700,000		3,420,000
中部中学校体育館空調設備設置工事	65,000,000	33,189,000	31,800,000		11,000
報告第4号 (春日井インター北企業用地整備事業 特別会計)					
春日井インター北企業用地整備事業	167,418,080		126,500,000	20,917,000	20,001,080

(3) 継続費の通次繰越し(地方公営企業法施行令第18条の2第1項) (単位:円)

事業名	通次繰 越額	左の財源内訳					
		医業収益	損益勘定 留保資金	企業債	出資金	国庫補助 金	他会計 負担金
報告第5号 (春日井市民病院事業会計)							
市民病院病棟エレベータ 11～13号機修繕 令和7年度～令和8年度	200,000	200,000					
報告第6号 (水道事業会計)							
東山ポンプ場整備 令和5年度～令和8年度	313,745,400		313,745,400				
桃山配水場更新整備 令和6年度～令和8年度	22,000,000		22,000,000				
上水道施設中央監視設備更新 令和6年度～令和8年度	833,112,000		833,112,000				
神屋西配水場更新整備 令和6年度～令和8年度	170,776,100		170,776,100				
神屋中配水場更新整備 令和7年度～令和8年度	38,500,000		38,500,000				
報告第7号 (公共下水道事業会計)							
春日井調整池整備事業 令和5年度～令和9年度	267,600,000			133,720,000		90,750,000	43,130,000
宮調整池整備事業 令和5年度～令和9年度	160,105,000			112,305,000		30,050,000	17,750,000
宗法調整池整備事業 令和6年度～令和8年度	171,800,000			140,560,000		31,240,000	
下屋敷調整池整備事業 令和7年度～令和9年度	128,200,000			30,020,000		17,260,000	80,920,000
名鉄小牧線横断雨水管渠整備 事業 令和6年度～令和11年度	374,070,000			374,070,000			
第1中継ポンプ場耐震化・ 改築事業 令和6年度～令和9年度	10,000,000			5,000,000		5,000,000	
勝西浄化センター改築事業 令和7年度～令和8年度	72,000,000			72,000,000			

(4) 予算の繰越し(地方公営企業法第26条第3項)

(単位:円)

事業名	繰越額	左の財源内訳				
		損益勘定 留保資金	工事収入	企業債	出資金	国庫補助金 他会計 負担金
報告第8号 (水道事業会計)						
上水道配水管布設工事 (高山町外1町)	209,000,000	209,000,000				
上水道西部第一土地区画整理 事業地内配水管布設工事 (その2)	28,380,000		28,380,000			
上水道熊野桜佐土地区画整理 事業地内配水管布設工事 (その3)	39,050,000		39,050,000			
上水道配水管布設工事 (上条町)	2,860,000		2,860,000			
上水道配水管布設工事 (六軒屋町外1町)	132,460,000	98,910,000			33,550,000	
報告第9号 (公共下水道事業会計)						
西部第一・第二地区雨水管渠 整備事業	82,510,000			50,800,000	31,710,000	
管渠施設改築事業	652,000,000			404,000,000	248,000,000	
管渠施設耐震化事業	176,000,000			92,500,000	83,500,000	
マンホールトイレシステム 整備事業	13,900,000			7,400,000	6,500,000	
下水道管理システム等 標準化対応改修業務委託	8,283,000					8,283,000

2 その他の報告

報告第10号

契約金額の変更に関する専決処分について

番号	件名	変更前	変更後
1	高森山公園改修工事	209,440,000円	213,284,500円
2	味美小学校リニューアル工事（建築）	1,585,872,200円	1,648,031,000円
3	味美小学校リニューアル工事（電気）	292,796,900円	291,600,100円
4	味美小学校リニューアル工事（機械）	414,780,300円	414,591,100円
5	篠木小学校リニューアル工事（建築）	1,709,272,400円	1,748,989,000円
6	篠木小学校リニューアル工事（電気）	328,149,800円	329,063,900円
7	篠木小学校リニューアル工事（機械）	564,231,800円	568,483,300円
8	東部中学校リニューアル工事（建築）	1,693,733,800円	1,729,261,600円
9	東部中学校リニューアル工事（電気）	359,491,000円	361,416,000円
10	東部中学校リニューアル工事（機械）	499,400,000円	501,350,300円

報告第11号

損害賠償の額の決定に関する専決処分について

自動車事故	7件
施設事故	3件
道路事故	8件
その他事故	1件
合 計	19件

VI 補足資料

施設の使用料の改定に係る新旧対照表（第60号議案関係）

(1) 総合福祉センター

区分		現行			改正案		
		午前	午後	夜間	午前	午後	夜間
大ホール※	心身障害者等	5,000円	7,000円	7,000円	7,700円	10,200円	10,200円
	一般	10,000円	14,000円	14,000円	15,400円	20,500円	20,500円
小ホール※		2,600円	3,000円	3,000円	3,800円	5,100円	5,100円
第1集会室		2,100円	2,600円	2,600円	2,800円	3,700円	3,700円
第2集会室		1,700円	2,300円	2,300円	2,100円	2,800円	2,800円
第3集会室		1,800円	2,400円	2,400円	2,400円	3,200円	3,200円
第4集会室		1,000円	1,300円	1,300円	1,400円	1,800円	1,800円
和室※		2,800円	3,200円	3,200円	5,600円	7,500円	7,500円
研修室※		2,400円	2,800円	2,800円	3,300円	4,400円	4,400円

※ 激変緩和措置あり

(2) 福祉の里

区分		現行		改正案	
		午前	午後	午前	午後
浴室	一般	1人1回につき300円		1人1回につき400円	
	60歳以上の者	1人1回につき100円		1人1回につき150円	
	小中学生	1人1回につき100円		1人1回につき150円	
浴室回数利用券(11枚つづり)	一般	3,000円		4,000円	
	60歳以上の者	1,000円		1,500円	
	小中学生	1,000円		1,500円	
和室(1)		2,800円	3,700円	3,400円	4,600円
和室(2)		2,300円	3,100円	2,800円	3,800円
和室(3)		1,100円	1,500円	1,400円	1,900円
和室(4)		1,100円	1,500円	1,400円	1,900円
会議室		1,900円	2,600円	2,400円	3,200円
研修室		2,800円	3,700円	3,500円	4,600円
多目的室		3,500円	4,700円	4,300円	5,800円
トレーニング室	一般	1人1回につき300円以内において市長が定める額		1人1回につき400円	
	60歳以上の者			1人1回につき150円	
	中学生			1人1回につき150円	
回数利用券(11枚つづり)	一般	1人1回につき300円以内において市長が定める額		4,000円	
	60歳以上の者			1,500円	
	中学生			1,500円	

(3) 福祉文化体育館

区分		現行			改正案			
		午前	午後	夜間	午前	午後	夜間	
音楽室		1,400円	1,800円	1,800円	1,700円	2,200円	2,200円	
多目的室		1,400円	1,800円	1,800円	1,700円	2,300円	2,300円	
体育館 ※	体育用	全面	1時間につき800円			全面	1時間につき1,600円	
		一部	1時間につき400円以内において市長が定める額			2分の1面	1時間につき800円	
					4分の1面	1時間につき400円		
	体育用以外	10,700円	14,300円	14,300円	28,400円	37,900円	37,900円	

※ 激変緩和措置あり

(4) 文芸館

区分	現行			改正案		
	午前	午後	夜間	午前	午後	夜間
ギャラリーA	全日4,900円			全日6,000円		
ギャラリーB	全日5,100円			全日6,200円		
ギャラリーC	全日5,400円			全日6,700円		
ギャラリーD	全日8,700円			全日10,700円		
ギャラリーE	全日6,700円			全日8,300円		
視聴覚ホール	7,000円	9,400円	9,400円	8,600円	11,500円	11,500円
会議室(A)	2,000円	2,700円	2,700円	2,700円	3,600円	3,600円
会議室(B)	2,200円	2,900円	2,900円	2,600円	3,500円	3,500円
文化活動室	2,700円	3,600円	3,600円	3,300円	4,400円	4,400円
和室(A)	700円	900円	900円	800円	1,100円	1,100円
和室(B)	700円	1,000円	1,000円	900円	1,200円	1,200円

備考 「A」、「B」、「C」はギャラリーの3分割利用、「D」、「E」は2分割利用

(5) 東部市民センター

(単位：円)

区分		現行				改正案			
		午前	午後	夜間	全日	午前	午後	夜間	全日
ホール (平日)	(A)	8,000	11,000	15,000	30,000	9,700	13,400	18,300	36,600
	(B)	16,000	22,000	30,000	60,000	19,400	26,800	36,600	73,200
	(C)	32,000	44,000	60,000	120,000	38,800	53,600	73,200	146,400
ホール (土曜日)	(A)	9,500	12,500	17,500	36,000	11,500	15,200	21,300	43,900
	(B)	19,000	25,000	35,000	72,000	23,000	30,400	42,600	87,800
	(C)	38,000	50,000	70,000	144,000	46,000	60,800	85,200	175,600
ホール (日曜日 ・休日)	(A)	11,000	16,000	19,000	40,000	13,400	19,500	23,100	48,800
	(B)	22,000	32,000	38,000	80,000	26,800	39,000	46,200	97,600
	(C)	44,000	64,000	76,000	160,000	53,600	78,000	92,400	195,200

第1楽屋		1,200	1,600	2,000	4,000	1,400	1,900	2,400	4,800
第2楽屋		1,200	1,600	2,000	4,000	1,400	1,900	2,400	4,800
資料展示室	(D)	1,600	2,100	2,100	5,100	1,900	2,500	2,500	6,200
	(E)	3,200	4,200	4,200	10,200	3,900	5,100	5,100	12,400

備考 (A)は入場料等を徴収しない場合又は入場料等の最高額が1,000円以下の場合で非営利目的の場合の使用料、(B)は入場料等を徴収しない場合若しくは入場料等の最高額が1,000円以下の場合で営利目的又は入場料等の最高額が1,000円超5,000円以下の場合の使用料、(C)は入場料等の最高額が5,000円超の場合等の使用料、(D)は入場料等を徴収しない場合の使用料、(E)は入場料等を徴収する場合の使用料

(6) ふれあいセンター

区分		現行			改正案			
		午前	午後	夜間	午前	午後	夜間	
味 美 ふ れ あ い セ ン タ ー	第1集会室	800円	1,100円	1,100円	1,000円	1,400円	1,400円	
	第2集会室(和室)	800円	1,100円	1,100円	1,000円	1,400円	1,400円	
	第3集会室(和室)	700円	1,000円	1,000円	900円	1,200円	1,200円	
	第4集会室	3,000円	4,100円	4,100円	3,700円	5,000円	5,000円	
	第5集会室	1,200円	1,600円	1,600円	1,400円	1,900円	1,900円	
	料理・工作室	2,200円	2,800円	2,800円	2,600円	3,500円	3,500円	
	軽運動室	1時間につき200円			1時間につき300円			
	ホール	体育用	1時間につき400円以内において市長が定める額			全面	1時間につき800円	
2分の1面						1時間につき400円		
4分の1面						1時間につき200円		
	体育用以外	8,000円	10,700円	10,700円	9,800円	13,000円	13,000円	
高 蔵 寺 ふ れ あ い セ ン タ ー	第1集会室	2,600円	3,500円	3,500円	3,200円	4,200円	4,200円	
	第2集会室	1,200円	1,600円	1,600円	1,400円	1,900円	1,900円	
	第3集会室	1,600円	2,100円	2,100円	1,900円	2,600円	2,600円	
	第4集会室(和室)	500円	600円	600円	600円	800円	800円	
	第5集会室(和室)	500円	600円	600円	600円	800円	800円	
	料理・工作室	1,900円	2,200円	2,200円	2,300円	3,100円	3,100円	
	ホール	体育用	1時間につき400円以内において市長が定める額			全面	1時間につき800円	
						2分の1面	1時間につき400円	
4分の1面						1時間につき200円		
	体育用以外	8,400円	11,300円	11,300円	10,300円	13,800円	13,800円	

南部ふれあいセンター	第1集会室	2,600円	3,500円	3,500円	3,200円	4,300円	4,300円
	第2集会室	2,100円	2,800円	2,800円	2,500円	3,400円	3,400円
	第3集会室(和室)	700円	1,000円	1,000円	900円	1,200円	1,200円
	第4集会室(和室)	600円	800円	800円	700円	1,000円	1,000円
	料理・工作室	2,200円	2,800円	2,800円	2,600円	3,500円	3,500円
	軽運動室	1時間につき200円			1時間につき300円		
	ホール	体育用	1時間につき400円以内において市長が定める額			全面	1時間につき800円
2分の1面						1時間につき400円	
4分の1面						1時間につき200円	
	体育用以外	9,700円	13,000円	13,000円	11,900円	15,900円	15,900円
西部ふれあいセンター	第1集会室	1,400円	1,800円	1,800円	1,700円	2,300円	2,300円
	第2集会室	1,400円	1,800円	1,800円	1,700円	2,200円	2,200円
	第3集会室(和室)	900円	1,200円	1,200円	1,100円	1,500円	1,500円
	第4集会室(和室)	900円	1,200円	1,200円	1,100円	1,500円	1,500円
	多目的室	2,800円	3,800円	3,800円	3,400円	4,600円	4,600円
	料理・工作室	2,800円	3,600円	3,600円	3,400円	4,600円	4,600円
	トレーニング室	1人1回につき100円以内において市長が定める額			1人1回につき150円 回数利用券(11枚)1,500円		
ホール	体育用	1時間につき400円以内において市長が定める額			全面	1時間につき800円	
					2分の1面	1時間につき400円	
					4分の1面	1時間につき200円	
	体育用以外	12,000円	16,100円	16,100円	14,700円	19,600円	19,600円

(7) 市民会館

(単位:円)

区分	現行				改正案				
	午前	午後	夜間	全日	午前	午後	夜間	全日	
ホール (平日)	(A)	11,000	15,000	20,000	40,000	13,400	18,300	24,400	48,800
	(B)	22,000	30,000	40,000	80,000	26,800	36,600	48,800	97,600
	(C)	44,000	60,000	80,000	160,000	53,600	73,200	97,600	195,200
ホール (土曜日)	(A)	13,000	17,000	24,000	49,000	15,800	20,700	29,300	59,800
	(B)	26,000	34,000	48,000	98,000	31,600	41,400	58,600	119,600
	(C)	52,000	68,000	96,000	196,000	63,200	82,800	117,200	239,200
ホール (日曜日 ・休日)	(A)	15,000	22,000	26,000	53,000	18,300	26,800	31,700	64,700
	(B)	30,000	44,000	52,000	106,000	36,600	53,600	63,400	129,400
	(C)	60,000	88,000	104,000	212,000	73,200	107,200	126,800	258,800
第1楽屋	1,200	1,600	2,000	4,000	1,400	1,900	2,400	4,800	
第2楽屋	1,200	1,600	2,000	4,000	1,400	1,900	2,400	4,800	

第3楽屋	600	800	1,000	2,000	700	900	1,200	2,400
第5楽屋	800	1,000	1,200	2,400	900	1,200	1,400	2,900
第6楽屋	400	600	800	1,400	400	700	900	1,700
第7楽屋	400	600	800	1,400	400	700	900	1,700
第8楽屋	400	600	800	1,400	400	700	900	1,700
第10楽屋	1,600	2,100	2,600	5,200	1,900	2,500	3,100	6,300

備考 (A)は入場料等を徴収しない場合又は入場料等の最高額が1,000円以下の場合で非営利目的の場合の使用料、(B)は入場料等を徴収しない場合若しくは入場料等の最高額が1,000円以下の場合で営利目的又は入場料等の最高額が1,000円超5,000円以下の場合の使用料、(C)は入場料等の最高額が5,000円超の場合の使用料

(8) グリーンパレス春日井

区分		現行			改正案			
		午前	午後	夜間	午前	午後	夜間	
会議室101		5,200円	6,600円	6,600円	6,300円	8,400円	8,400円	
会議室102		1,600円	2,100円	2,100円	2,000円	2,700円	2,700円	
会議室103		1,600円	2,100円	2,100円	2,100円	2,800円	2,800円	
会議室301		1,100円	1,500円	1,500円	1,300円	1,800円	1,800円	
会議室302		3,200円	4,200円	4,200円	4,400円	5,900円	5,900円	
会議室303		1,200円	1,600円	1,600円	1,700円	2,300円	2,300円	
会議室304		1,100円	1,500円	1,500円	1,400円	1,900円	1,900円	
会議室305		2,800円	3,700円	3,700円	3,600円	4,900円	4,900円	
会議室306		2,200円	2,900円	2,900円	2,900円	3,800円	3,800円	
談話室3A※		400円	500円	500円	600円	800円	800円	
談話室3B※		400円	500円	500円	600円	800円	800円	
体育館※	体育用	全面	1時間につき800円			全面	1時間につき1,600円	
		一部	1時間につき400円以内 において市長が定める額			2分の1面	1時間につき800円	
	4分の1面					1時間につき400円		
体育用以外	9,400円	12,600円	12,600円	25,000円	33,400円	33,400円		
プレイルーム	軽運動用	2,200円	3,000円	3,000円	2,400円	3,200円	3,200円	
	軽運動用以外	4,400円	6,000円	6,000円	4,800円	6,400円	6,400円	
テニスコート		1面1時間につき300円			1面1時間につき400円			

※ 激変緩和措置あり

(9) 青少年女性センター

区分		現行			改正案		
		午前	午後	夜間	午前	午後	夜間
第1会議室		1,700円	2,300円	2,300円	2,000円	2,700円	2,700円
第2会議室		1,500円	2,000円	2,000円	1,800円	2,400円	2,400円
第3会議室		1,300円	1,700円	1,700円	1,600円	2,100円	2,100円
第4会議室		1,300円	1,700円	1,700円	1,600円	2,100円	2,100円
料理教室		3,500円	4,400円	4,400円	3,900円	5,300円	5,300円
研修室		2,500円	3,400円	3,400円	3,100円	4,100円	4,100円
視聴覚室（現行 視聴覚・音楽室）		4,100円	5,400円	5,400円	5,000円	6,600円	6,600円
和室（A）		800円	1,100円	1,100円	800円	1,100円	1,100円
和室（B）		700円	900円	900円	600円	800円	800円
小ホール （現行 ホールA・B）	軽運動用	各1,000円	各1,300円	各1,300円	2,500円	3,300円	3,300円
	軽運動用以外	各2,000円	各2,700円	各2,700円	5,000円	6,600円	6,600円
第1集会室		1,200円	1,600円	1,600円	1,400円	1,900円	1,900円
第2集会室		1,700円	2,300円	2,300円	2,100円	2,900円	2,900円
実習室		3,400円	4,300円	4,300円	4,100円	5,500円	5,500円
講習室		2,500円	3,400円	3,400円	3,000円	4,100円	4,100円
軽運動室	軽運動用	2,100円	2,700円	2,700円	2,600円	3,500円	3,500円
	軽運動用以外	4,200円	5,500円	5,500円	5,200円	7,000円	7,000円
多目的ホール※	体育用	1時間につき400円以内において市長が定める額			全面	1時間につき900円	
					3分の1面	1時間につき300円	
					6分の1面	1時間につき150円	
	体育用以外	10,000円	13,800円	13,800円	15,100円	20,100円	20,100円

※ 激変緩和措置あり

(10) 高蔵寺まなびと交流センター

区分		現行		改正案	
大会議室（午前・午後・夜間）		2,400円		3,000円	
小会議室（午前・午後・夜間）		800円		1,000円	
会議室A（午前・午後・夜間）		1,600円		2,000円	
会議室B（午前・午後・夜間）		1,600円		2,000円	
体育館	体育用	全面	1時間につき800円	全面	1時間につき1,600円
		2分の1面	1時間につき400円	2分の1面	1時間につき800円

		4分の1面	1時間につき200円	4分の1面	1時間につき400円
		卓球	1台1時間につき100円	6分の1面	1時間につき300円
	体育用以外		1時間につき5,100円		1時間につき6,300円

(11) 西藤山台運動交流ひろば

区分		現行		改正案	
アリーナ	体育用	全面	1時間につき800円	全面	1時間につき1,600円
		2分の1面	1時間につき400円	2分の1面	1時間につき800円
		4分の1面	1時間につき200円	4分の1面	1時間につき400円
		卓球	1台1時間につき100円	6分の1面	1時間につき300円
	体育用以外		1時間につき5,000円		1時間につき5,600円
会議室			1時間につき200円		1時間につき300円
多目的スペース	体育用		1時間につき100円		1時間につき200円
	体育用以外		1時間につき400円		1時間につき600円

(12) ふれあい農業公園

区分		現行	改正案	
農業体験農園	1平方メートル当たり1年につき	500円	600円	
貸し農園				
収穫体験農園	1人につき	100円	150円	
多目的室	児童の居場所確保事業の用に供するとき	放課後から午後5時までの利用1月につき	4,000円	4,000円
		放課後から午後6時までの利用1月につき	5,000円	5,000円
		放課後から午後7時までの利用1月につき	6,000円	6,000円
	その他	30分につき	600円	700円
バーベキュースペース	1人2時間につき	100円	150円	
シャワー室	15分につき	100円	100円	

(13) 朝宮公園

区分		現行	改正案	
専用	全面	2時間につき	6,400円	7,800円
	2分の1	2時間につき	3,200円	3,900円
個人	一般	1人1回につき	200円	300円
		回数券(11枚つづり)	2,000円	3,000円
	中学生以下	1人1回につき	100円	150円
		回数券(11枚つづり)	1,000円	1,500円

諸室	本部室	2時間につき	600円	700円
	審判員控室	2時間につき	600円	700円
	役員室	2時間につき	400円	500円
	選手控室	1室2時間につき	1,200円	1,400円
	放送室	2時間につき	200円	300円
	記録室	2時間につき	800円	900円
野球場			2時間以内 1,600円	2時間につき 1,900円
			2時間超4時間以内 3,200円	
			4時間超8時間以内 4,800円	
			8時間超 4,800円に2時間までごとに1,600円を加えた額	
テニスコート	1面	1時間につき	350円	400円
多目的広場	全面	2時間につき	3,200円	3,900円
	2分の1	2時間につき	1,600円	1,900円
多目的活動室		1時間につき	1,100円	1,300円

備考 陸上競技場諸室においてアマチュアスポーツのために利用する場合の使用料は、2分の1を乗じて得た金額

(14)ア ホテルプラザ勝川催事場・会議室

区分	現行		改正案		
	2時間まで	2時間超について1時間につき	2時間まで	2時間超について1時間につき	
第1催事場	(A)	36,300円	18,150円	71,400円	35,700円
	(B)	181,500円	90,750円	272,100円	136,050円
	(C)	363,000円	181,500円	363,000円	181,500円
第2催事場	(A)	36,300円	18,150円	71,400円	35,700円
	(B)	181,500円	90,750円	272,100円	136,050円
	(C)	363,000円	181,500円	363,000円	181,500円
第3催事場	(A)	20,570円	10,285円	26,900円	13,450円
	(B)	60,500円	30,250円	94,500円	47,250円
	(C)	121,000円	60,500円	121,000円	60,500円
第4催事場	(A)	10,890円	5,445円	9,900円	4,950円
	(B)	21,780円	10,890円	30,000円	15,000円
	(C)	43,560円	21,780円	43,500円	21,750円
第5催事場 (和室)	(A)	12,100円	6,050円	14,000円	7,000円
	(B)	30,250円	15,125円	42,500円	21,250円
	(C)	60,500円	30,250円	60,500円	30,250円

第6催事場	(A)	9,680円	4,840円	6,100円	3,050円
	(B)	12,100円	6,050円	18,500円	9,250円
	(C)	24,200円	12,100円	24,200円	12,100円
第7催事場	(A)	9,680円	4,840円	6,100円	3,050円
	(B)	12,100円	6,050円	18,500円	9,250円
	(C)	24,200円	12,100円	24,200円	12,100円
会議室	(A)	18,150円	9,075円	20,800円	10,400円
	(B)	48,400円	24,200円	73,000円	36,500円
	(C)	96,800円	48,400円	96,800円	48,400円

備考 この表中(A)は市民等が利用する場合で収益を目的として入場料等を徴収する場合又は収益を目的として利用する場合以外の場合の額、(B)は市民等以外の者が利用する場合で収益を目的として利用する場合以外の場合の額、(C)は収益を目的として利用する場合の額

イ ルネック催事場・会議室

区分		現行	改正案
多目的ホール	(A)	1時間につき1,467円	1時間につき1,700円
	(B)	1時間につき2,095円	1時間につき2,500円
	(C)	1時間につき4,191円	1時間につき5,100円
会議室A	(A)	1時間につき1,467円	1時間につき1,700円
	(B)	1時間につき2,095円	1時間につき2,500円
	(C)	1時間につき4,191円	1時間につき5,100円
会議室B	(A)	1時間につき1,048円	1時間につき1,200円
	(B)	1時間につき1,467円	1時間につき1,700円
	(C)	1時間につき2,933円	1時間につき3,500円
カルチャールーム	(A)	1時間につき838円	1時間につき1,000円
	(B)	1時間につき1,257円	1時間につき1,500円
	(C)	1時間につき2,514円	1時間につき3,000円

備考 この表中(A)は市民等が利用する場合で収益を目的として入場料等を徴収する場合又は収益を目的として利用する場合以外の場合の額、(B)は市民等以外の者が利用する場合で収益を目的として利用する場合以外の場合の額、(C)は収益を目的として利用する場合の額

ウ ルネックススポーツクラブ

区分		現行	改正案	
一般	1回	1,100円	1,300円	
	利用回数券	6枚	5,500円	6,500円
		11枚	9,900円	11,700円
個人会員	月会費	4,400円	5,200円	
法人会員	年会費	1月につき40枚	220,000円	260,000円
		1月につき100枚	440,000円	520,000円

(15) 都市緑化植物園

区分		現行			改正案		
		午前	午後	全日	午前	午後	全日
第1研修室	(A)	1,600円	2,100円	—	1,900円	2,600円	—
	(B)	3,200円	4,200円	—	3,800円	5,200円	—
第2研修室	(A)	2,600円	3,500円	—	3,200円	4,300円	—
	(B)	5,200円	7,000円	—	6,400円	8,600円	—
展示室	(A)	3,600円	4,800円	7,500円	4,400円	5,900円	9,100円
	(B)	7,200円	9,600円	15,000円	8,800円	11,800円	18,200円
ボート		1 艘につき30分まで 200円 30分増すごとに 100円			1 艇につき30分まで 400円		

備考 (A)は入場料等を徴収しない場合の使用料、(B)は入場料等を徴収する場合の使用料

(16) 有料公園施設

区分		現行	改正案
高森山公園テニスコート	1面1時間につき	300円	400円

(17) 保健センター

区分	現行			改正案		
	午前	午後	夜間	午前	午後	夜間
和室	1,600円	2,100円	2,100円	1,800円	2,400円	2,400円
料理教室	2,200円	2,800円	2,800円	2,800円	3,800円	3,800円
体育室兼 運動訓練室	1時間につき400円以内において市長が定める額			全面	1時間につき800円	
				2分の1面	1時間につき400円	
				4分の1面	1時間につき200円	
軽運動室	1時間につき200円			1時間につき400円		
卓球場	1台1時間につき100円			1台1時間につき150円		

(18) 公民館

区分		現行			改正案		
		午前	午後	夜間	午前	午後	夜間
中央公民館	第1集会室	1,900円	2,600円	2,600円	廃止		
	第2集会室	600円	800円	800円			
	第3集会室	600円	800円	800円			
	第4集会室	1,500円	2,000円	2,000円			
	第5集会室	900円	1,300円	1,300円			
	第6集会室	900円	1,200円	1,200円			
	第7集会室	3,500円	4,700円	4,700円			
	陶芸実習室	1,600円	2,100円	2,100円			

ホール	体育用	1時間につき400円以内において市長が定める額							
	体育用以外	5,900円	6,900円	6,900円					
テニスコート		1面1時間につき 300円			1面1時間につき 400円				
知多公民館	料理・多目的室	料理用	1,800円	2,500円	2,500円	2,100円	2,900円	2,900円	
		料理用以外	1,400円	1,900円	1,900円	1,700円	2,300円	2,300円	
	第1集会室		2,300円	3,100円	3,100円	2,800円	3,700円	3,700円	
	第2集会室		1,500円	2,000円	2,000円	1,800円	2,400円	2,400円	
	第3集会室		1,200円	1,700円	1,700円	1,500円	2,000円	2,000円	
	第4集会室		900円	1,200円	1,200円	1,100円	1,500円	1,500円	
	ホール	体育用	1時間につき800円以内において市長が定める額				全面	1時間につき1,600円	
							2分の1面	1時間につき800円	
							4分の1面	1時間につき400円	
		体育用以外	18,500円	24,700円	24,700円	22,600円	30,200円	30,200円	
鷹来公民館	料理・多目的室	料理用	2,100円	2,900円	2,900円	2,500円	3,300円	3,300円	
		料理用以外	1,600円	2,200円	2,200円	2,000円	2,600円	2,600円	
	第1集会室		500円	700円	700円	700円	900円	900円	
	第2集会室		1,000円	1,300円	1,300円	1,200円	1,600円	1,600円	
	第3集会室		1,000円	1,300円	1,300円	1,200円	1,600円	1,600円	
	第4集会室		500円	700円	700円	600円	900円	900円	
	音楽室		1,100円	1,500円	1,500円	1,400円	1,900円	1,900円	
	軽運動室	軽運動用	1,300円	1,800円	1,800円	800円	1,100円	1,100円	
		軽運動用以外				1,700円	2,200円	2,200円	
	実習室		1,600円	2,100円	2,100円	1,900円	2,600円	2,600円	
ホール	体育用	1時間につき400円以内において市長が定める額				全面	1時間につき800円		
						2分の1面	1時間につき400円		
						4分の1面	1時間につき200円		
	体育用以外	7,700円	10,300円	10,300円	9,400円	12,600円	12,600円		
坂下公民館	料理教室		2,200円	2,800円	2,800円	2,600円	3,500円	3,500円	
	第1集会室		700円	900円	900円	800円	1,100円	1,100円	
	第2集会室		700円	900円	900円	800円	1,100円	1,100円	
	第3集会室		800円	1,100円	1,100円	1,000円	1,400円	1,400円	
	第4集会室		800円	1,100円	1,100円	1,000円	1,400円	1,400円	

第5集会室 (和室)		1,900円	2,500円	2,500円	1,500円	2,000円	2,000円	
ホール	体育用	1時間につき400円以内において市長が定める額			全面	1時間につき800円		
					2分の1面	1時間につき400円		
					4分の1面	1時間につき200円		
	体育用以外	7,800円	10,400円	10,400円	11,600円	15,400円	15,400円	
東部公民館	料理教室		3,700円	4,700円	4,700円	4,400円	5,900円	5,900円
	第1集会室		2,500円	3,400円	3,400円	3,000円	4,000円	4,000円
	第2集会室		2,300円	3,100円	3,100円	2,800円	3,800円	3,800円
	第3集会室		1,700円	2,300円	2,300円	2,100円	2,800円	2,800円
	和室		—	—	4,500円	—	—	5,500円
	研修室		1,200円	1,600円	1,600円	1,500円	2,000円	2,000円
	セミコンサート・リハーサル室		2,300円	3,000円	3,000円	2,300円	3,100円	3,100円
	第1音楽室		1,900円	2,600円	2,600円	1,900円	2,600円	2,600円
	第2音楽室		1,400円	1,900円	1,900円	1,400円	1,900円	1,900円
	第1軽運動室	軽運動用	2,100円	2,900円	2,900円	1,300円	1,700円	1,700円
		軽運動用以外	—	—	—	2,600円	3,500円	3,500円
	第2軽運動室	軽運動用	1,800円	2,400円	2,400円	1,100円	1,400円	1,400円
		軽運動用以外	—	—	—	2,200円	2,900円	2,900円
	多目的室		3,400円	4,500円	4,500円	4,200円	5,600円	5,600円

(19) 道風記念館

区分		現行				改正案			
		午前	午後	夜間	全日	午前	午後	夜間	全日
観覧料	個人一般	1人1回につき500円以内で市長が定める額				1人1回につき600円以内で市長が定める額			
	団体一般	1人1回につき400円以内で市長が定める額				1人1回につき500円以内で市長が定める額			
第1展示室 兼会議室	(A)	1,900円	2,500円	2,500円	6,100円	2,400円	3,200円	3,200円	7,400円
第2展示室 兼会議室	(B)	3,800円	5,000円	5,000円	12,200円	4,800円	6,400円	6,400円	14,800円
ホール展示壁		全日 5,000円以内において市長が定める額				全日 5,000円以内において市長が定める額			

備考 (A)は入場料等を徴収しない場合の使用料、(B)は入場料等を徴収する場合の使用料

(20)ア 総合体育館競技場等

(単位：円)

区分				現行				改正案				
				午前	午後	夜間	全日	午前	午後	夜間	全日	
第1 競技場	アマチュア スポーツ	平日	全面	(A)	7,500	10,000	12,000	26,500	9,100	12,200	14,600	32,300
				(B)	22,500	30,000	36,000	79,500	27,300	36,600	43,800	96,900
			3分の1面	2,500	3,300	4,000	8,800	3,000	4,000	4,800	10,700	
		休日	全面	(A)	9,000	12,000	14,400	31,800	10,900	14,600	17,500	38,700
				(B)	27,000	36,000	43,200	95,400	32,700	43,800	52,500	116,100
			3分の1面	3,000	3,900	4,800	10,500	3,600	4,800	5,800	12,900	
	その他	平日	(A)	30,000	40,000	48,000	106,200	36,400	48,800	58,400	129,200	
			(B)	120,000	160,000	192,000	424,800	145,600	195,200	233,600	516,800	
		休日	(A)	36,000	48,000	57,600	127,400	43,600	58,500	70,000	155,000	
			(B)	144,000	192,000	230,400	509,600	174,400	234,000	280,000	620,000	
第2 競技場	アマチュア スポーツ	全面	(A)	2,400	3,200	3,600	8,200	4,200	5,700	5,900	15,600	
			(B)	7,200	9,600	10,800	24,600	10,000	13,500	14,400	35,600	
		2分の1面	1,200	1,600	1,800	4,100	2,100	2,800	2,900	7,800		
	その他	(A)	9,600	12,800	14,400	33,100	12,900	17,400	18,700	45,600		
		(B)	38,400	51,200	57,600	132,400	47,700	64,200	70,300	165,600		
		小ホール 兼卓球場	全面	1,200	1,600	1,800	4,100	1,400	1,900	2,100	5,000	
一部	1時間につき100円以内において市長が定める額				1時間につき150円以内において市長が定める額							
柔道場	(A)	1,800	2,400	2,700	6,200	2,700	3,700	3,900	10,000			
	(B)	5,400	7,200	8,100	18,600	6,900	9,500	10,300	25,000			
剣道場	(A)	1,800	2,400	2,700	6,200	2,700	3,700	3,900	10,000			
	(B)	5,400	7,200	8,100	18,600	6,900	9,500	10,300	25,000			
弓道場	(A)	1,200	1,600	1,800	4,100	1,400	1,900	2,100	5,000			
	(B)	3,600	4,800	5,400	12,300	4,200	5,700	6,300	15,000			
フィットネスルーム	(A)	1時間につき1,100円				1時間につき1,300円						
	(B)	1時間につき3,300円				1時間につき3,900円						

備考 (A)は入場料等を徴収しない場合の使用料、(B)は入場料等を徴収する場合の使用料

イ 総合体育館会議室等

(単位：円)

区分		現行				改正案			
		午前	午後	夜間	全日	午前	午後	夜間	全日
大会議室	一般	5,800	7,700	7,700	19,000	7,000	9,400	9,400	23,100
	アマチュア スポーツ団体	2,900	3,800	3,800	9,500	3,500	4,700	4,700	11,500
中会議室	一般	3,000	4,100	4,100	10,100	3,600	5,000	5,000	12,300
	アマチュア スポーツ団体	1,500	2,000	2,000	5,000	1,800	2,500	2,500	6,100

小会議室	一般	1,800	2,400	2,400	5,900	2,100	2,900	2,900	7,200
	アマチュアスポーツ団体	900	1,200	1,200	2,900	1,000	1,400	1,400	3,600
第1役員室	一般	2,000	2,700	2,700	6,600	2,400	3,200	3,200	8,000
	アマチュアスポーツ団体	1,000	1,300	1,300	3,300	1,200	1,600	1,600	4,000
第2役員室	一般	2,000	2,700	2,700	6,600	2,400	3,200	3,200	8,000
	アマチュアスポーツ団体	1,000	1,300	1,300	3,300	1,200	1,600	1,600	4,000
予備室	一般	500	700	700	1,700	600	800	800	2,000
	アマチュアスポーツ団体	200	300	300	800	300	400	400	1,000

ウ 落合公園体育館競技場

(単位：円)

区分		現行					改正案					
		午前	午後1	午後2	夜間	全日	午前	午後1	午後2	夜間	全日	
アマチュアスポーツ	全面	(A)	4,800	4,800	4,800	7,200	19,200	5,800	5,800	5,800	8,700	23,400
		(B)	14,400	14,400	14,400	21,600	57,600	17,400	17,400	17,400	26,100	70,200
	2分の1面		2,400	2,400	2,400	3,600	9,600	2,900	2,900	2,900	4,300	11,700
その他	(A)	19,200	19,200	19,200	28,800	76,800	23,200	23,200	23,200	34,800	93,600	
	(B)	76,800	76,800	76,800	115,200	307,200	92,800	92,800	92,800	139,200	374,400	

備考 (A)は入場料等を徴収しない場合の使用料、(B)は入場料等を徴収する場合の使用料

エ 落合公園体育館会議室

(単位：円)

区分		現行					改正案					
		午前	午後1	午後2	夜間	全日	午前	午後1	午後2	夜間	全日	
第1会議室	アマチュアスポーツ	(A)	700	700	700	1,050	2,800	800	800	800	1,200	3,400
		(B)	2,100	2,100	2,100	3,150	8,400	2,400	2,400	2,400	3,600	10,200
	その他	(A)	1,400	1,400	1,400	2,100	5,600	1,600	1,600	1,600	2,400	6,800
		(B)	4,200	4,200	4,200	6,300	16,800	4,800	4,800	4,800	7,200	20,400
第2会議室	アマチュアスポーツ	(A)	600	600	600	900	2,400	700	700	700	1,000	2,900
		(B)	1,800	1,800	1,800	2,700	7,200	2,100	2,100	2,100	3,000	8,700
	その他	(A)	1,200	1,200	1,200	1,800	4,800	1,400	1,400	1,400	2,100	5,800
		(B)	3,600	3,600	3,600	5,400	14,400	4,200	4,200	4,200	6,300	17,400

備考 (A)は入場料等を徴収しない場合の使用料、(B)は入場料等を徴収する場合の使用料

(21) 温水プール等

(単位：円)

区分			現行				改正案			
			午前	午後	夜間	全日	午前	午後	夜間	全日
専用	50メートルプール	平日	23,200	31,000	23,200	69,600	28,300	37,800	28,300	84,900
		休日	34,800	46,500	34,800	104,400	42,400	56,700	42,400	127,400
		1日コース1時間につき	3,800				4,600			
		ミーティング室	800	1,000	1,000	2,500	900	1,200	1,200	3,000
		大会準備室	1,500	2,000	2,000	4,900	1,800	2,400	2,400	5,900
		選手控室	400	500	500	1,200	500	600	600	1,400
		来賓室	500	600	600	1,500	600	700	700	1,800
	個人	一般	1人1回につき500円				1人1回につき600円			
少年		1人1回につき200円				1人1回につき300円				
団体	一般	1人1回につき450円				1人1回につき550円				
	少年	1人1回につき180円				1人1回につき250円				
トレーニング室		1人1回につき300円以内において市長が定める額				一般	1人1回につき400円			
						中学生	1人1回につき150円			

(22) 市民球場

区分		現行		改正案	
		一般	高等学校生徒以下	一般	高等学校生徒以下
入場料又はこれに類するものを徴収する場合	1回につき	10,200円	5,100円	12,400円	6,200円
入場料又はこれに類するものを徴収しない場合	1回につき	5,100円	2,500円	6,200円	3,100円

(23) 青年の家

区分	現行				改正案		
	午前	午後	夜間	全日	午前	午後	夜間
ホール(研修等)	4,100円	5,500円	5,500円	13,500円	5,000円	6,700円	6,700円
ホール(軽運動)	4,100円	5,500円	5,500円	13,500円	—	—	—
ホール(その他)	8,200円	11,000円	11,000円	27,100円	10,000円	13,400円	13,400円
第1研修室(研修等)	800円	1,100円	1,100円	2,800円	1,000円	1,300円	1,300円
第1研修室(その他)	1,700円	2,300円	2,300円	5,600円	2,000円	2,700円	2,700円
第2研修室(研修等)	300円	400円	400円	900円	300円	500円	500円

第2研修室 (その他)	600円	800円	800円	1,900円	700円	1,000円	1,000円
第3研修室 (研修等)	300円	400円	400円	900円	300円	500円	500円
第3研修室 (その他)	600円	800円	800円	1,900円	700円	1,000円	1,000円
第4研修室 (研修等)	800円	1,100円	1,100円	2,800円	1,000円	1,300円	1,300円
第4研修室 (その他)	1,700円	2,300円	2,300円	5,600円	2,000円	2,700円	2,700円
和室(A) (研修等)	500円	600円	600円	1,600円	300円	500円	500円
和室(A) (その他)	1,000円	1,300円	1,300円	3,200円	700円	1,000円	1,000円
和室(B) (研修等)	500円	600円	600円	1,600円	300円	500円	500円
和室(B) (その他)	1,000円	1,300円	1,300円	3,200円	700円	1,000円	1,000円
和室(C) (研修等)	1,500円	2,000円	2,000円	4,900円	1,200円	1,600円	1,600円
和室(C) (その他)	3,000円	4,000円	4,000円	9,900円	2,400円	3,200円	3,200円
会議室 (研修等)	300円	400円	400円	900円	300円	400円	400円
会議室 (その他)	600円	800円	800円	1,900円	700円	900円	900円
プレイルーム (研修等)	1,400円	1,800円	1,800円	4,600円	1,500円	2,000円	2,000円
プレイルーム (軽運動)	1,400円	1,800円	1,800円	4,600円	—	—	—
プレイルーム (その他)	2,800円	3,700円	3,700円	9,200円	3,100円	4,100円	4,100円
料理実習室	1回につき400円			1回につき500円			

(24) 少年自然の家

区分		現行			改正案		
		午前	午後	夜間	午前	午後	夜間
宿泊施設		1室1泊につき1,600円			1室1泊につき1,800円		
研修施設	第1研修室	800円	1,000円	1,000円	1,100円	1,100円	1,200円
	第2研修室	1,300円	1,700円	1,700円	1,800円	1,800円	2,000円
	和室(大)	800円	1,000円	1,000円	1,100円	1,100円	1,300円
	和室(小)	500円	600円	600円	700円	700円	800円
	会議室	1,200円	1,600円	1,600円	1,900円	1,900円	2,100円
	談話室	800円	1,000円	1,000円	1,100円	1,100円	1,300円
	工作室	1時間につき400円			1時間につき500円		
プレイホール ※	営火の用	2,800円	3,600円	3,600円	6,700円	6,700円	7,600円
	営火の用以外	3,800円	4,800円	4,800円			

※ 激変緩和措置あり